

公務員制度改革の経緯

平成 12 年 「行政改革大綱」を閣議決定（12月1日）

成果主義・能力主義に基づく信賞必罰の人事制度の実現、再就職に関する合理的かつ厳格な規制の導入など、公務員制度の抜本的改革等

平成 13 年 「公務員制度改革大綱」を閣議決定（12月25日）

労働基本権については、現行の制約を維持
人事管理権者としての各主任大臣等の主体的な責任と権限の明確化
人事院による中立公正性確保、勤務条件に関する適切な関与
能力等級制度を基礎とする能力・実績主義の新たな人事制度の構築（新評価制度、幹部職員登用審査、上級幹部人事制度等）
採用試験見直し、官民交流の推進等による多様な人材等の確保等
営利企業への再就職に係る各省大臣による再就職承認制度の導入、退職後の行為規制等の導入等

平成 16 年 「今後の行政改革の方針」において今後の公務員制度改革の方針を閣議決定（12月24日）

公務員制度改革について、制度設計の具体化と関係者間の調整を更に進め、改めて改革関連法案の提出を検討
現行制度下で実施可能な事項の早期実行

- ・ 国家公務員出身者が国と特に密接な関係を持つ公益法人等役員へ再就職する際の官房長官への事前報告（平成17年4月から実施）
- ・ 早期退職慣行の是正
- ・ 平成17年度中に本府省を対象にした評価の試行に着手
- ・ 人材の確保、計画的な能力開発や人材交流の促進に資するための方策について17年度以降順次実行に移すことを目途に検討

平成17年 「行政改革の重要方針」を閣議決定（12月24日）

公務員制度改革について、総人件費改革の進捗状況等も踏まえつつ、関係者との率直な対話と調整を進め、できる限り早期に具体化。また、公務員の労働基本権や人事院制度、給与の在り方、能力主義や実績評価に基づく処遇、キャリアシステム等公務員の人事制度等を含めた公務員制度についても国民意識等も踏まえつつ、幅広い観点から検討

人事評価の試行について、第1次評価を18年1月から開始するなど段階的に取組。官民交流及び府省間人事交流の推進

平成18年 行政改革推進法成立（6月2日公布・施行）

行政改革大綱（抄）

平成12年12月1日
閣議決定

I 行政の組織・制度の抜本改革

2 国家公務員、地方公務員制度の抜本的改革

平成13年1月6日を期して行われる中央省庁新体制の発足に臨み、政治主導の下、公務員に対する国民の厳しい批判(組織への安住、押し付け型の天下り、国民への過度の介入、前例主義、サービス意識の欠如等)に正面から応える一方、身分保障に安住することのないよう、公務員が持てる能力を最大限に発揮し、強い使命感を持って国・地方が抱える内外の諸課題に挑戦することにより、公務員に対する国民の信頼を確保するため、公務員制度の抜本的改革を行う。

(1) 公務員への信賞必罰の人事制度の実現

- i) 年功序列的昇進や年齢給的な処遇を改め、成果主義・能力主義に基づく信賞必罰の人事制度の原則を明確にするなど、国家公務員法、地方公務員法等の見直しを行う。その際、まず各主任大臣が労務管理も含めた管理責任を負い、人事院はあらかじめ定められた基準による事後的チェック機能に当たる役割分担を確立する。
- ii) 人事評価システムの整備を進めるとともに、採用区分・試験区分に基づく硬直的な人材登用を改める。
- iii) 女性の積極的登用、中途採用及び社会奉仕活動を評価するなど、多様な人材の確保を可能とする。

(2) 再就職に関する合理的かつ厳格な規制

- i) 出身省庁の権限を背景とした押し付け型天下りとの疑いを持たれる再就職に関する合理的かつ厳格な規制を導入する。省庁の関与により再就職する場合は、主任大臣の直接の承認を必要とし、主任大臣は直ちにこれを公表するほか、公務員退職後に行われる再就職の際の新たな行為規制を導入する。また、公務員の海外研修直後の退職に関する規制措置を講ずる。
- ii) 特殊法人等を渡り歩くことにより、数次にわたる高額の役員退職金及び役員報酬を受け取ることがないように、これらの法人に役員定年制を設け、また、国との関係及び法人に従事する公務員の身分関係の整理を含め、これらの法人への役員出向制度の創設などによる適正化のための所要の措置を講ずる。
- iii) 高齢化時代に則した定年延長及び早期退職勧奨の是正措置を考慮した上で、個人の人生設計の自由、絶えず変化し得る人的資源の最適な配置という視点

に立ち、長期勤続者が過度に有利となる退職手当制度を改め、あるいは官民の年金制度の相違を解消することを検討する。

(3)官官、官民間の人材交流の促進

公務員が行政組織で培った専門的能力を民間で活かせるようにするとともに、民間の多様な人材を行政に受け入れることにより、行政の総合力を高める。そのため、企画立案に関わるポストを中心に、外部（民間、他省等）から一定数以上の任用を積極的に進めるとともに、司法改革と連動しつつ、隣接領域との人材の流動性を確保するための改革を行う。

(4)大臣スタッフの充実と政策目標の明示

政府・与党が国民に示した公約・政策目標を達成するため、大臣政務官制度の運用を考慮しつつ、内閣の一員である国務大臣の企画立案を直接補佐するための官房審議官制の活用、任期付職員の採用等により、大臣はスタッフを当該行政機関外（他省、民間）からも実際に登用することとする。

(5)中央人事行政機関等による事前規制型組織・人事管理システムの抜本的転換

中央人事行政機関等が、事前かつ個別・詳細に各組織の定数（給与）、機構・定員をチェックする仕組みを見直し、各行政機関ごとに総人件費・総定員の枠内で各主任大臣が組織・人事制度を設計・運用するシステムとする。

中央人事行政機関等は、あらかじめ明確な基準を設定するとともに、その遵守をチェックすることとする。

(6)法令・予算の企画立案と執行の分離

- i) 中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）の趣旨に沿い、組織・人事管理面での裁量の余地の拡大を前提に、各主任大臣は権限と責任を明確にしつつ、組織としての能力を最大化するための最適な組織にするため、自主的に人事面、業務面、組織面における企画立案と執行の分離を進める。
- ii) 執行事務については独立行政法人化を進め、公務員でなければ取り扱えない事務以外は外部委託等を活用する。

(7)その他

上記の内容に従い、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定）の具体化を進める。

公務員制度改革大綱のポイント

平成13年12月25日
閣議決定

改革の基本理念

真に国民本位の行政の実現を図ることを基本理念として、国民の立場から公務員制度を抜本的に改革することで、行政の在り方自体の改革を目指す。

労働基本権の制約については、これに代わる相応の措置を確保しつつ、現行の制約を維持。

1 政府全体としての適切な人事・組織マネジメントの実現

時代の要請に応じ、国家的見地からの総合的・戦略的な政策の企画立案や機動的・効率的な行政サービスの提供を実現するためには、行政運営について責任を持つ内閣及び各府省が適切に人事・組織マネジメントを行うことが不可欠であることから、そのための新たな枠組みを構築。

- * 人事管理権者としての各主任大臣等の主体的な責任と権限の明確化
- * 内閣の人事行政の企画立案機能、総合調整機能の強化
- * 人事院による職員の利益の保護、人事行政の中立性・公正性の確保
- * 人事院の救済機能の充実・強化等
- * 財政民主主義及び勤務条件法定主義の下で、勤務条件に関連する事項については人事院が適切に関与

2 新たな公務員制度の概要

1 新人事制度の構築

(1) 能力等級制度の導入

職員を職務遂行能力に応じて等級に格付ける能力等級制度を新たに導入し、任用、給与、評価の基準として活用することにより、トータルシステムとしての人事システムを構築。

(2) 能力等級を基礎とした新任用制度の確立

能力等級制度を基礎とした新たな任用制度を整備し、能力本位で適材適所の人事配置を実現。

免職・降格について、明確な基準・手続を整備し、厳正に対処。

(3) 能力・職責・業績を反映した新給与制度の確立

能力・職責・業績を適切に反映したインセンティブに富んだ給与処遇を実現するため、「基本給」、「職責手当」、「業績手当」からなる新たな給与制度を導入。

(4) 能力評価と業績評価からなる新評価制度の導入

現行の勤務評定制度に替え、「能力評価」と「業績評価」からなる公正で納得性の高い新たな評価制度を導入。

試行を十分に行い、その結果を踏まえつつ具体的な制度を設計。

(5) 組織目標の設定及び行動規準の確立

組織目標及び国家公務員として求められる行動規準を明確化することにより、組織の目標の達成に向けた職員の主体的な取組を促し、行政サービスの質の向上と業務の効率化を実現。

(6) 人材育成を図る仕組みの整備組織目標の設定及び行動規準の確立

人事管理権者が職員の育成に関する方針を定め、行政課題に的確に対応する能力を有する職員の計画的育成に努めるとともに、職員も自ら進んで職務遂行能力の開発・向上に努める仕組みを整備。

(7) 本府省幹部候補職員を計画的に育成する仕組みの導入

本府省幹部職員の登用に当たっては、厳正な審査を実施。

採用試験区分にとらわれず、幹部候補職員としてふさわしい意欲と能力を有する者を計画的に育成する仕組みを導入。

(8) 上級幹部職員にふさわしい新人事制度の確立

事務次官、局長、審議官等の上級幹部職員については、その性格上、能力等級制度を適用せず、年俸制を導入するなど、一般職として別途の任用・給与制度を設計。

(9) 職員の能力開発と自主性への配慮

留学派遣の機会の拡充。留学派遣者が復帰後早期に退職した場合の留学派遣費償還等について法整備。

大学院等に進学する場合など、意欲ある職員が自主的に自己啓発のための活動を行うことができる仕組みの導入を図る。

2 多様な人材の確保等

(1) 採用試験制度の見直し

公務を志す者を幅広い層から確保し、各府省が多くの候補者の中から多様で有為な人材を採用できるよう、種試験について、試験内容

の改善とともに試験合格者を大幅に増加。

新人事制度移行への対応及び司法制度改革も視野に入れつつ、採用試験の抜本改革の在り方を検討。

(2) 民間からの人材の確保

行政課題・仕事本位の人事管理の推進、オープンで質の高い行政の実現のため、官民の人的交流を積極的に推進。

過度に厳格な官民区分の考え方に根ざした規制を見直し、民間企業の従業員としての地位の併有を可能とする方向で制度を改正するとともに、人事院の事前承認・協議手続等の見直し、給与格付けの弾力化等を実現。

(3) 公募制の積極的活用

職員が能動的に自らの能力を活かせるポストに応募できるようにするとともに、組織の活性化を図る観点から、部内の任用においても一般的ルールを整備すること等により、公募制を積極的に活用し、職員の意思とも合致した最適な人事配置を促進。

(4) 女性の採用・登用の拡大

男女共同参画社会を実現するために、公務部門における女性の採用・登用を拡大。

男女ともに仕事と家庭・地域生活を両立できるよう、勤務環境を改善。

3 適正な再就職ルールの確立

(1) 営利企業への再就職に係る承認制度及び行為規制

行政の公正な運営等に責任を有する人事管理権者による再就職承認制度を導入。

内閣は、政令で各府省共通の承認基準を定めるとともに、承認制度の運用について総合調整。

人事管理権者は、承認案件について詳細に公表。

人事院は、承認基準についての意見の申出、承認審査の実施状況についての改善勧告を行う。

営利企業に再就職した者が府省の職員に対し働きかけを行うことを規制する行為規制を導入。(違反行為に対し罰則等を含め制裁措置の導入を図る。)

(2) 特殊法人等への再就職に係るルール

国民の厳しい批判を真摯に受け止めた対応。

内閣によるルール設定と監督体制の強化。

役員の退職金の大幅削減・給与の削減。

公務員出身者の役員出向の道を開くほか、法人及びその子会社等役員への退職公務員就任状況の公表。

(3) 公益法人への再就職に係るルール

退職公務員の役員就任状況の情報開示、役員報酬・退職金についての指導等、民間法人としての性格を踏まえつつ見直し。

(4) 再就職状況全般に係る公表制度

各府省の課長・企画官相当職以上の離職者の再就職状況全般について公表制度を整備。

(5) 退職手当制度の見直し

貢献度をよりの確に反映する等の観点から、退職手当制度について長期勤続者に過度に有利になっている現状を是正する方向で見直し。

4 組織のパフォーマンスの向上

(1) 機動的・弾力的な組織・定員管理

「組織・定員管理に係る基準」により、各府省の判断と責任における本省庁内部部局の課・室等の改編や本省庁を通ずる内部部局の範囲内での定員移動が可能となる枠組みが設定されたことを受け、これを活用することで組織パフォーマンスを向上。

特定分野の機能強化が必要な場合に、当該分野を担当する府省に府省の枠を超えて他府省からも人員の再配置を行い得る仕組み（インターソーシング制度）を構築。

(2) 国家戦略スタッフの創設

内閣総理大臣が自らの判断に基づき、行政内外から内閣の重要政策の企画立案等に従事する職員を国家戦略スタッフとして機動的かつ柔軟に任用、配置できる仕組みを導入。

官房審議官の活用等により、各府省大臣を直接補佐する大臣スタッフを充実。

(3) 超過勤務の縮減等

恒常的な長時間の超過勤務の要因と思われる国会関係、法令審査、

予算折衝、各省協議などの業務を徹底して見直し。

部下の勤務時間を管理すべき管理職員が超過勤務の縮減を自らの課題としてその解決に取り組むことを促進。

3 改革に向けた今後の取組

国家公務員法改正案について、内閣官房行政改革推進事務局が中心となって検討を進め、平成 15 年中を目標に国会提出、関係法律案の立案及び下位法令の整備は平成 17 年度末までに計画的に実施。

その際、各制度を所管する府省等との更なる連携の下、人事院のより一層の協力を求めつつ、制度の詳細設計に向けて職員団体など関係者とも十分意見交換。

円滑な移行のための必要な準備期間を確保の上、全体として平成 18 年度を目途に新たな制度に移行することを目指し、所要の準備を計画的に実施。

今後、政府において、一般の行政職員以外の職種に係る制度の検討を急ぐとともに、特別職についても、それぞれの職務の特殊性を十分勘案しつつ、一般の行政職員の改革案に準じて必要な検討。

地方公務員制度も、地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の実情を十分勘案しながら、国家公務員法改正と同時期に地方公務員法の所要の改正を行うなど、国家公務員制度の改革スケジュールに準じて速やかに所要の改革を実施。

今後の行政改革の方針（抄）

〔平成 16 年 12 月 24 日
閣 議 決 定〕

6 公務員制度改革の推進等

(1) 公務員制度改革の推進

ア 基本方針

公務員制度改革については、これまで、「公務員制度改革大綱」（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）の趣旨を踏まえ、「今後の公務員制度改革の取組について」（平成 16 年 6 月 9 日与党申入れ）を受けて改革の具体化を進めてきたところであるが、制度設計の具体化と関係者間の調整を更に進め、改めて改革関連法案の提出を検討する。

一方、現行制度の枠内でも実施可能なものについては早期に実行に移し、改革の着実な推進を図る。

イ 当面の取組方針

当面、現行制度の下において、退職管理、人材の確保・育成・登用等に関する改革を着実に進める観点から次の事項について重点的に取り組み、その結果は、法制化を含む検討に活用していくものとする。

(ア) 適切な退職管理

(i) 適切な退職管理を行うに当たっては、いわゆる早期退職慣行の是正が重要であり、引き続き、計画的に推進する。その推進に当たっては、能力主義の徹底による年次主義やピラミッド型人事構成の見直しを進めるとともに、必要なスタッフ職の整備・充実や大学・研究機関等を含め広く人事交流を進めるなどキャリアパスの多様化に資する方策を講ずるものとする。

(ii) 独立行政法人、特殊法人及び認可法人への公務員の再就職については、これらの法人役員への国家公務員出身者の選任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、独立行政法人及び特殊法人については、引き続き選任手続を適切に行い、認可法人については、各府省は、離職後 2 年以内の所管法人への常勤役員の就任

に際して、あらかじめ内閣官房長官に報告することとする。

併せて、国と特に密接な関係を持つ公益法人役員への国家公務員出身者の就任については、公益法人の民間法人としての性格を踏まえつつ、公益法人役員への国家公務員出身者の就任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、離職後2年以内の常勤役員への就任に際して、所管府省にあらかじめ報告するよう指導することとし、各府省は、所管法人からの報告の内容を、総務省を通じて、内閣官房長官に報告するものとする。

(イ) 評価の試行

能力本位で適材適所の人事配置を推進するとともに効果的な人材育成を図るためには、職員が職務行動を通じて発揮した能力等をよりの確に把握することが必要であり、現行制度の下における評価手法を改善し、より実効ある評価を通じた公務能率の一層の増進を図る。このため、公務部門の多様な職場、職種に対応した評価手法を開発し、定着させていく観点から、平成17年度中に本府省を対象とした試行に着手し、その結果を踏まえた改善を行いつつ、段階的な取組を進めることとし、具体的内容の検討を早急に行う。

(ウ) 公務部門の人材の確保・人材の活性化

複雑かつ行政ニーズに的確に対応するためには、多様で質の高い人材の確保・育成、人材の交流等に計画的かつ戦略的に取り組んでいくことが極めて重要である。このため、公務部門における多様で有為な人材の確保、計画的な能力開発や人材交流の促進に資するための方策について平成17年度以降順次実行に移すことを目途に検討を進める。

ウ 当面の改革の進め方

上記イ(ア)(i)、(イ)及び(ウ)については、内閣官房及び実際の人事管理に当たる各府省との連携の下、人事院の協力を得つつ、総務省が中心となって検討、調整を行い、推進する。上記イ(ア)(ii)については、内閣官房が中心となって検討、調整を行い、推進する。また、現行制度下における改革の推進を図る観点から実施体制を整備する。

行政改革の重要方針（抄）

平成17年12月24日
閣議決定

4 総人件費改革の実行計画等

（2）公務員制度改革の推進

能力・実績主義の人事管理の徹底、再就職管理の適正化等の観点に立った公務員制度改革について、総人件費改革の推進状況等も踏まえつつ、関係者との率直な対話と調整を進め、できる限り早期に具体化を図る。

また、公務員の労働基本権や人事院制度、給与の在り方、能力主義や実績評価に基づく処遇、キャリアシステム等公務員の人事制度を含めた公務員制度についても、国民意識や給与制度改革の推進状況等も踏まえつつ、内閣官房を中心に幅広い観点から検討を行う。

当面、改革の着実な推進を図るため、次の事項についての取組を進める。

ア 公務部門の多様な職場等に定着し、人事管理の基盤的ツールとして活用可能なより実効ある新たな人事評価システムの構築に向け、職員の職務遂行能力、勤務実績をできる限り客観的に把握するための新たな人事評価の第1次試行を平成18年1月から開始する。試行結果の分析等を踏まえた必要な改善を行い、対象範囲を拡大して、平成18年度中に第2次試行を開始するなど、段階的な取組を進める。

イ 官民交流の推進について、各府省と民間企業双方の交流希望の人材・ポストに関する情報を活用しつつ、交流を促進するとともに、大学、研究機関等を含めた幅広い交流を図るため、制度面の見直しに取り組む。

また、各府省の幹部の1割を目途とした人事交流を行うなど府省間の人事交流を進める。

このほか、国家公務員採用 種試験について、幅広い視野と十分な専門性などをよりの確に検証等するために平成18年度から改善がなされることを受け、多様で有為な人材の確保に一層努める。

計画的な能力開発の促進に資するための方策については、引き続き検討を進める。

ウ 独立行政法人、特殊法人、認可法人及び国と特に密接な関係を持つ公益法人の役員への国家公務員出身者の選任・就任に関する累次の閣議決定等の遵守、早期退職慣行の是正の計画的な推進など、適切な退職管理に引き続き取り組む。

エ 職員が留学中又は留学終了後早期に離職した場合に、留学費用を償還させる制度を創設するため、所要の法律案を平成18年通常国会に提出する。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律要綱

第1章 総則

(1) 目的

この法律は、簡素で効率的な政府を実現することが喫緊の課題であることにかんがみ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革について、その基本理念及び重点分野並びに各重点分野における改革の基本方針その他の重要事項を定めるとともに、行政改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進することを目的とする。

(第1条関係)

(2) 基本理念

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革は、国際化及び情報化の進展、人口構造の変化等の経済社会情勢の変化の中で、我が国の国際競争力を強化し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、民間の主体性や自律性を高め、その活力が最大限に発揮されるようにすることが不可欠であることにかんがみ、政府及び地方公共団体の事務及び事業の透明性の確保を図り、その必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、国民生活の安全に配慮しつつ、政府又は地方公共団体が実施する必要性の減少した事務及び事業を民間にゆだねて民間活動の領域を拡大すること並びに行政機構の整理及び合理化その他の措置を講ずることにより行政に要する経費を抑制して国民負担の上昇を抑えることを旨として、行われなければならない。

(第2条関係)

(3) 国等の責務

国及び地方公共団体は、次章に定める重点分野について、前条の基本理念にのっとり、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を推進する責務を有する。

(第3条関係)

第2章 重点分野及び各重点分野における改革の基本方針等

第1節 政策金融改革

- (1) 政策金融改革は、次に掲げる基本方針に基づき、平成20年度において、現行政策金融機関（商工組合中央金庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行及び日本政策投資銀行をいう。以下同じ。）の組織及び機能を再編成し、その政策金融の機能を、新たに設立する一の政策金融機関（以下「新政策金融機関」という。）に担わせることにより行われる。ただし、国際協力銀行の政府開発援助に係る機能は現行政策金融機関の政策金融の機能から分離して独立行政法人国際協力機構に担わせ、沖縄振興開発金融公庫については、第11条の規定による。

新政策金融機関の政策金融の機能は、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する機能、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図る機能に限定する。

政策金融に係る貸付金については、平成20年度末における新政策金融機関及び沖縄振興開発金融公庫の貸付金の残高の合計額の同年度の国内総生産の額に占める割合が、平成16年度末における現行政策金融機関の貸付金の残高の同年度の国内総生産の額に占める割合の2分の1以下となるようにする。

現行政策金融機関の負債の総額が資産の総額を超える場合におけるその超過額又は新政策金融機関に生じた損失であって、これらの経営責任に帰すべきものを補てんするための補助金の交付その他の国の負担となる財政上の措置は行わない。

内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融について、新政策金融機関及び第6条第1項に規定する機関その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とする体制を整備する。

(第4条関係)

(2) 新政策金融機関は、次に掲げる組織及び業務の在り方を踏まえて、設立される。

特別の法律により特別の設立行為をもって設立される株式会社又は独立行政法人若しくはこれに類する法人とする。

明確な経営責任の下で運営され、経営内容に関する情報の公開を徹底する。

新政策金融機関の経営責任者は、これを適正かつ効率的に運営するため、設立の目的及びその担う金融業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者のうちから選任され、特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないように十分に配慮する。

組織については、簡素かつ効率的なものとするを基本とし、国内金融の業務を行う部門と国際金融の業務を行う部門とに大別して、当該部門ごとに専門的能力を有する職員の配置及び育成を可能とする。国内金融の業務を行う部門にあっては、当該業務の態様に応じた区分を明確にしてその内部組織を編成し、国際金融の業務を行う部門にあっては、当該業務を行ってきた現行政策金融機関の外国における信用が維持され、当該業務を主体的に遂行することを可能とする体制を整備する。

業務については、現行政策金融機関から承継する業務(統合する現行政策金融機関から承継する債権の管理及び回収を含む。)及び第4条第4号に規定する金融に係る業務とし、債務の一部の保証、貸付債権の譲受けその他の業務の推進を図ることにより、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨として行われる。

業務の実施状況についての確かな評価及び監視を行う体制を整備し、業務の必要性の有無及びこれを民間にゆだねることの適否についての見直し並びに貸付金の残高の継続的な縮小を行うことを可能とする。

(第5条関係)

(3) 現行政策金融機関の在り方については、以下のとおりとする。

商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行は、完全民営化するものとし、平成20年度において、これらに対する国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講ずる。

商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、第6条第1項の措置のおおむね5年後から7年後を目途として、その全部を処分する。

政府は、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の完全民営化に当たっては、それらの円滑な運営に必要な財政基盤を確保するための措置を講ずるとともに、商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能並びに日本政策投資銀行の有する長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されることとなるよう、必要な措置を講ずる。

公営企業金融公庫は平成20年度において廃止し、地方公共団体のための資金調達を公営企業金融公庫により行う仕組みは、資本市場からの資金調達その他金融取引を活用して行う仕組みに移行させる。

政府は、移行の後の仕組みのために必要な財政基盤を確保するための措置を講ずる。

国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行は平成20年度において、沖縄振興開発金融公庫は沖縄振興計画に係る平成14年度を初年度とする10箇年の期間が経過した後において、それぞれ新政策金融機関に統合するものとし、それらの業務を新政策金融機関に承継させる。ただし、それぞれ一定の業務については廃止又は限定等を行い、国際協力銀行の海外経済協力業務は独立行政法人国際協力機構に承継させる。

(第6条 - 第12条関係)

(4) 政府は、第5条から第12条までの規定による措置を講ずるに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

現行政策金融機関の資産及び負債を厳正かつ詳細に評価し、新政策金融機関その他現行政策金融機関の業務を承継する機関が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産で政府の出資に係るものは、国庫に帰属させること。

現行政策金融機関の行う資金の貸付けその他の業務の利用者及び現行政策金融機関が発行した債券の所有者の利益が不当に侵害されないようにすること。

(第13条関係)

(5) 政府は、平成18年度において、次に掲げる融資等業務の在り方について見直しを行う。

独立行政法人のうち、平成18年度から平成20年度までの間に初めて中期目標の期間が終了するものが、その目的を達成するために行う融資等業務

特殊法人のうち、現行政策金融機関等以外のものが、その目的を達成するために行う融資等業務

民法第34条の規定により設立された法人のうち、法令に基づく融資等業務を行うもの又は国の補助金等の交付を受けて融資等業務を行うものが行う当該融資等業務

(第14条関係)

第2節 独立行政法人の見直し

(1) 平成18年度以降に初めて中期目標の期間が終了する独立行政法人(日本私立学校振興・共済事業団を含む。以下この節において同じ。)を所管する大臣は、独立行政法人通則法第35条第1項等の規定による検討を行うときは、これらの独立行政法人に対する国の歳出の縮減を図る見地から、その組織及び業務の在り方並びにこれに影響を及ぼす国の施策の在り方について併せて検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

(第15条関係)

(2) 平成18年度から平成20年度までの間に中期目標の期間が終了する独立行政法人のうち融資等業務を行うものを所管する大臣は、第14条の規定による融資等業務の見直しの結果に応じ、当該独立行政法人の組織の在り方についても見直しを行う。

(第16条関係)

第3節 特別会計改革

(1) 特別会計の改革においては、特別会計の廃止及び統合並びにその経理の明確化を図るとともに、特別会計において経理されている事務及び事業の合理化及び効率化を図るものとし、平成18年度から5年間を目途に計画的に推進するものとする。

改革に当たっては、特別会計における資産及び負債並びに剰余金及び積立金の縮減等により、財政の健全化に総額20兆円程度の寄与をすることを目標とする。

(第17条関係)

(2) 特別会計の新設は、事務及び事業の合理化若しくは効率化又は財政の健全化に資する場合を除き行わない。政府は、平成23年4月1日において設置されている特別会計について、その存続の必要性を検討するものとし、その後も、おおむね5年ごとに存続の必要性を検討する。

(第18条関係)

(3) 政府は、特別会計の廃止及び統合、特別会計に係る一般会計と異なる取扱いの整理並びに企業会計の慣行を参考とした資産及び負債の開示その他の特別会計に係る情報の開示のため、この法律の施行後1年以内を目途として法制上の措置その他の必要な措置を講じるものとする。

また、国全体の財政状況の一覧性を確保するため、特別会計歳入歳出予算の総計及び純計について所管及び主要な経費の別に区分した書類を参考資料として予算に添付する措置その他の必要な措置を講ずるほか、特別会計において経理されている事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について、その内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行うものとする。

(第19条関係)

(4) 個々の特別会計につき、廃止及び統合、事務及び事業の効率化等改革の方向性を定めるとともに、特定財源についても、見直しの方向性を定める。

(第20条 - 第41条関係)

第4節 総人件費改革

(1) 総人件費改革は、国家公務員及び地方公務員について、その総数の純減及び給与制度の見直しを行うとともに、独立行政法人等についても国家公務員等に準じた措置を講ずることにより、人件費の総額の削減を図ることにより行われるものとする。総人件費改革を推進するに当たっては、平成27年度以降の各年度における国家公務員の人件費の総額の当該年度の国内総生産の額に占める割合が、平成17年度における当該割合の2分の1にできる限り近づくことを長期的な目安として、これに留意するものとする。

(第42条関係)

(2) 政府は、平成22年度の国家公務員の年度末総数を、平成17年度の国家公務員の年度末総数の100分の5に相当する数以上の純減とすることを目標として、これを達成するため必要な施策を講ずるものとする。

(第43条関係)

(3) 政府は、行政機関等の職員について、平成18年度以降の5年間で、平成17年度末における総数から、その100分の5に相当する数以上の純減をさせること等を行うものとする。

政府は、国の行政に対する需要の変化が認められる事務及び事業についてその減量に向けた検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる等、国の事務及び事業に関し合理化及び効率化のための措置を講ずるものとする。

(第44条 - 第50条関係)

(4) 政府は、国家公務員の給与制度について、職務と責任に応じた給与の体系、国家公務員の給与と民間における賃金との比較方法の在り方等についての人事院における検討の状況を踏まえ、必要な措置を平成18年度から順次講ずること等を行うものとする。

(第51条関係)

(5) 平成18年度以降に中期目標の期間が終了する特定独立行政法人については、その業務を国家公務員の身分を有しない者が行う場合における問題点の有無を検証し、その結果、役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められないときは、特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行させる。

(第52条関係)

(6) 独立行政法人等は、その役員及び職員に係る人件費の総額について、平成18年度以降の5年間で、平成17年度における額からその100分の5に相当する額以上を減少させること等を基本として、人件費の削減等に取り組まなければならない。

独立行政法人等を所管する大臣は、人件費の削減等の取組状況について、的確な把握等を行う。

(第53条、第54条関係)

(7) 政府は、平成 22 年 4 月 1 日におけるすべての地方公共団体を通じた地方公務員の総数が平成 17 年 4 月 1 日における当該数からその 1000 分の 46 に相当する数以上の純減をさせたものとなるよう、地方公共団体に対し、職員数の厳格な管理を要請する等を行うものとする。また、地方公共団体は、地方分権の進展に伴い、より自主的かつ主体的に行政改革を推進する必要があることに留意しつつ、職員数を厳格に管理すること等を行うものとする。

地方公共団体は、地方公務員の給与について、国家公務員の給与に係る措置に準じた措置及び人事委員会の機能の強化等の措置を通じ、民間給与の水準を的確に反映させること等に努めるものとする。

地方公共団体は、地方独立行政法人等に対し、職員数及び職員の給与に関する情報を公開するよう要請するものとする。

(第 55 条 - 第 57 条関係)

第 5 節 国の資産及び債務に関する改革

(1) 国の資産及び債務に関する改革は、財政融資資金の貸付金残高の縮減を維持し、歳出削減を徹底するほか、国有財産の売却、剰余金等の見直し等の措置を講ずることにより、国の資産(外国為替等、年金積立金管理運用独立行政法人に対する寄託金及び公共用財産その他これらに類する資産を除く。)の圧縮を図るとともに、民間の知見を積極的に活用して国の資産及び債務の管理の在り方を見直すことにより行われるものとする。

改革の推進に資するため、次に掲げる原則により財政運営に当たるとともに、国民の理解を深めるため、これらの原則に関連する情報を積極的に公表するものとする。

- ・ 将来の国民負担を極力抑制すること。
- ・ 市場金利の変動等が財政運営に与える影響を極力抑制すること。
- ・ 国の債務の残高を抑制すること。
- ・ 剰余金等が過大とならないようにすること。

(第 58 条関係)

(2) 政府は、平成 27 年度以降の各年度末における国の資産の額の当該年度の国内総生産の額に占める割合が、平成 17 年度末における当該割合の 2 分の 1 にできる限り近づくことを長期的な目安として、これに留意しつつ、売却可能な国有財産の売却を促進する等所要の措置を講ずるものとする。

(第 59 条関係)

(3) 政府は、国の資産及び債務の管理に関し、国有財産を時価により売却した場合に見込まれる収入その他の当該国有財産の保有を継続することにより得られないこととなる利益を考慮した国有財産の売却可能性の検討並びに国有財産の証券化及び貸付金の証券化の適否の検討や、国債に関する施策の充実等の措置を講ずるものとする。また、企業会計の慣行を参考にした貸借対照表その他の財務書類の整備を促進するため、当該書類を作成する基準について必要な見直しを行い、その他必要な取組を行うものとする。

(第60条関係)

(4) 財務大臣は、平成18年度中に、第59条及び第60条の規定により講ずる措置について、その具体的内容、手順及び実施時期を定め、公表するものとする。

(第61条関係)

(5) 地方公共団体は、第58条から第60条までの規定の趣旨を踏まえ、資産及び債務の実態を把握し、並びにこれらの管理に係る体制の状況を確認するとともに、資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策を策定することに努める。

また、政府は、地方公共団体の施策の推進を要請するとともに、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

(第62条関係)

第6節 関連諸制度の改革との連携

(1) 公務員制度改革

政府は、能力及び実績に基づく人事管理、退職管理の適正化並びにこれらに関連する事項について、できるだけ早期にその具体化のため必要な措置を講ずるものとする。

政府は、公務員の労働基本権及び人事院制度、給与制度、職員の能力及び実績に応じた処遇並びに幹部職員の選抜及び育成に係る制度その他の公務員に係る制度の在り方について、第51条に規定する措置の進捗状況その他の状況を踏まえつつ、国民の意見に十分配慮して、幅広く検討を行うものとする。

政府は、国と民間企業との間の人事交流を促進するため必要な措置を講ずること等を行うものとする。

(第63条関係)

(2) 規制改革

政府は、金融、情報通信技術、出入国の管理、社会福祉、社会保障、労働、土地の測量その他の分野における規制の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(第64条関係)

(3) 競争の導入による公共サービスの改革

政府は、この章に定める重点分野その他の分野について、事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方に関する事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討に資するものとなるよう、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)に基づく改革を推進するものとする。

(第65条関係)

(4) 公益法人制度改革

政府は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）の適切な運用を確保するとともに、政府及び地方公共団体の事務及び事業をこれらの法律による法人にゆだねる方策を検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

（第 66 条関係）

（ 5 ）政策評価の推進

政府は、内閣の重要政策に係る政策評価の重点的かつ効率的な実施を推進するものとする。

（第 67 条関係）

第 3 章 行政改革推進本部

（ 1 ）行政改革推進本部の設置

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（ 2 ）所掌事務

本部の所掌事務は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する総合調整、施策の実施の推進とする。

（ 3 ）組織等

本部長は内閣総理大臣をもって充てること等、本部の組織等に関し、必要な事項を規定。

（ 4 ）設置期間

本部の設置期間は設置の日から 5 年間とする。

（第 68 条 - 第 78 条関係）

第 4 章 附則

施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。